

「災害応急救助物資の備蓄・調達方針（案）」について

1 要旨・目的

災害応急救助物資の備蓄・調達について、現行の備蓄・調達計画が令和4年3月31日で終了するため、平成30年7月豪雨災害時の教訓や新型コロナウイルス感染症の対応等を踏まえ、別紙「災害応急救助物資の備蓄・調達方針（案）」（以下「本方針（案）」という。）のとおりとする。

2 現状・背景

現行の「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書」について

- (1) 計画期間 : 平成29～令和3年度
- (2) 想定する災害 : 南海トラフ巨大地震
- (3) 備蓄対象者数 : 食料備蓄318,212人、生活必需品備蓄69,210人
- (4) 備蓄方法 : 県備蓄倉庫での現物備蓄及び流通備蓄協定の活用
- (5) 備蓄品目 : 食料（クラッカー等、アルファ化米、離乳食、粉ミルク）
生活必需品（毛布、乳幼児用・成人用おむつ、生理用品、簡易トイレ）

3 概要

(1) 計画期間

令和4年度～

(2) 策定に当たっての考え方

ア 県備蓄物資の備蓄場所の分散化の推進

道路寸断や交通渋滞の発生を想定し、災害時の円滑な物資供給を実現するため、県の備蓄分について分散備蓄を推進する。

イ 避難者ニーズに対応した物資等の確保

避難所における感染症対策に有効と考えられる物資（マスク、消毒液等）についても、必要に応じて迅速に確保できる体制を整備する。

ウ 県及び市町との連携

国からのいわゆる「プッシュ型支援」などを想定し、物資の受入及び供給に当たっては、国が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」を的確に運用する。

エ 備蓄物資の適切な在庫管理

(ア) 備蓄物資の更新

食料品については引き続き賞味期限を基準として計画的に更新する。

また、生活必需品についても長期保管による劣化が生じる可能性がある物資（毛布，衛生用品など）については，一定の使用期限を設定し，計画的に更新する。

(イ) 備蓄物資の有効活用

賞味期限・使用期限が到来する物資は，売払いを検討し，売払いができない物資は，福祉施設・学校等の事業者へ譲与するなどの対応により，廃棄せず有効活用するための仕組みを整備する。

(3) 取組の方向

広島県地域防災計画に基づき，南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に備えた災害応急救助物資の備蓄等について，県，市町，家庭・企業等の役割に応じた備蓄の基本的な方向性や備蓄目標を本方針（案）に定めることにより，計画的な備蓄等を推進する。

(4) 根拠法令

—

災害応急救助物資の備蓄・調達方針

(案)

令和4年 月

広島県

はじめに

- 本県では、県地域防災計画に基づき災害応急救助物資の備蓄に努めることとし、「広島県地震被害想定調査報告書（H25）」の「南海トラフ巨大地震」を想定地震とした「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書（H29）」（以下、「前回報告書」という）に基づいた備蓄を進めてきたところである。
- しかしながら、平成30年7月豪雨災害においては、県防災拠点施設1箇所へ食料や生活必需品を集中備蓄していたことから、道路が寸断されるなどの事態により、円滑に備蓄物資を供給できない状況が発生した。また令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においては、市場での流通がひっ迫したため、避難所などで必要となるマスク、消毒液等の感染防止対策に必要な物資の確保が大変困難となる状況となった。
- この度、前回報告書の実施期間が令和3年度末で終了するため、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策での教訓などを踏まえて、新たに備蓄・調達方針として見直しを行う。

〔目 次〕

第1章 総論

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 前回報告書の取組評価等を踏まえた本方針の視点・・・・・・・・ 2

第2章 基本的な考え方と役割分担

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 県及び市町の備蓄・調達目標

- 1 備蓄品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 県の備蓄目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 市町の備蓄目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 備蓄及び調達の推進に関する取組

- 1 家庭・企業に対する啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 県及び市町の備蓄・調達の推進・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 県及び市町との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 備蓄物資の適切な在庫管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 備蓄・調達方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

資料編

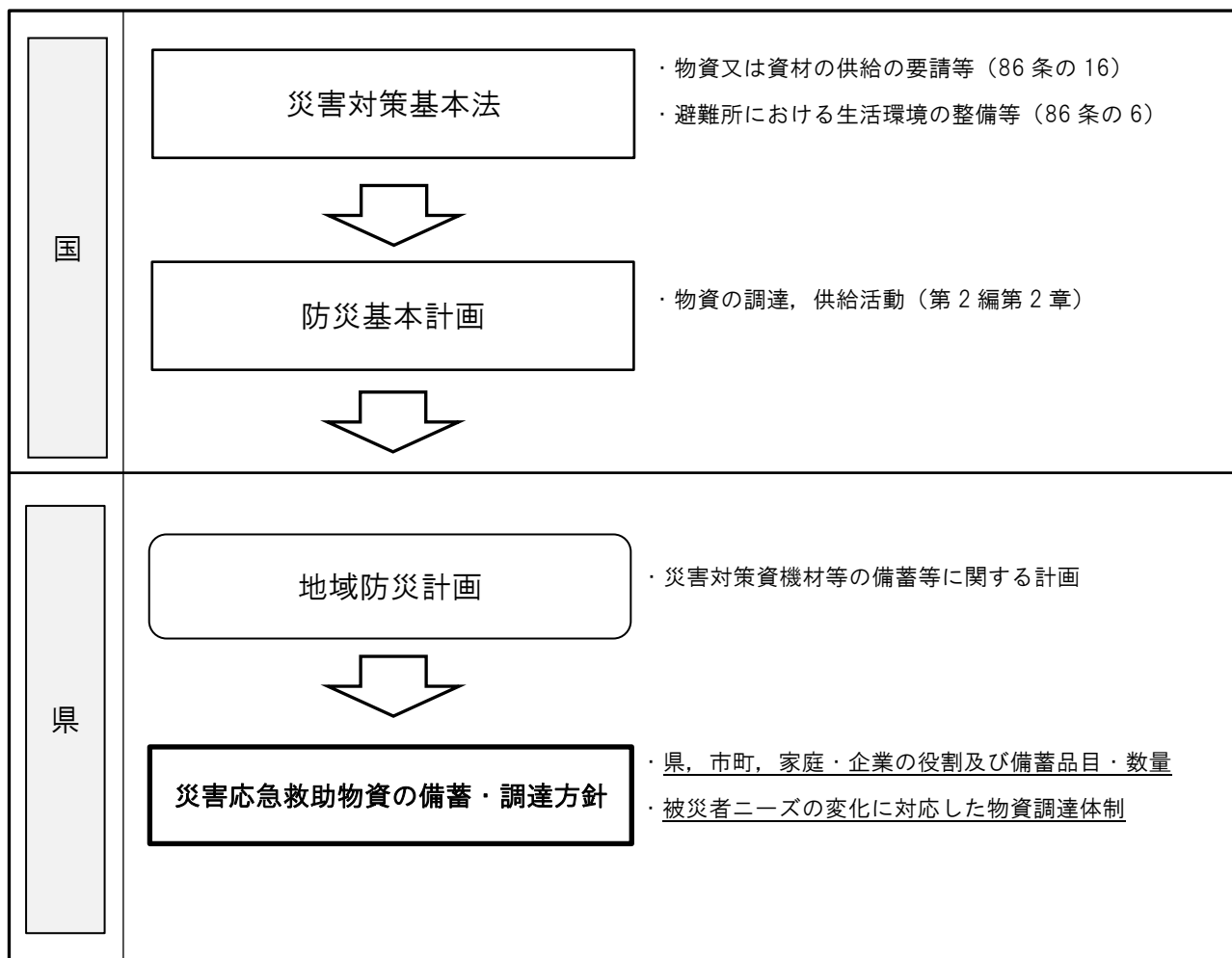
- ◆令和3年3月31日時点での備蓄状況・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 総論

1 目的

本方針は、広島県地域防災計画（基本編・第2章「災害予防計画」・第5節の3「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に備えた災害応急救助物資（食料，飲料水，生活必需品等）の備蓄等について，県，市町，家庭・企業の役割に応じた備蓄の基本的な方向性や備蓄目標を定めることにより，計画的な備蓄等を推進することを目的とする。

【参考1】 災害応急救助物資の備蓄・調達方針の位置づけ



※搬送体制の確保については，県地域防災計画（基本編・第3章「災害応急対策計画」・第9節第4項「救援物資の調達及び配送計画」）により実施する。

2 前回報告書の取組評価等を踏まえた本方針の視点

前回報告書から災害想定を「南海トラフ巨大地震」に変更し、これに備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送体制を確保するため、「備蓄物資の確保」、「被災者ニーズの変化に対応した物資の調達体制の確保」、「物資の搬送体制の確保」、「県及び市町間の連携」に取り組んできたところである。

こうした中で発生した平成 30 年 7 月豪雨災害の際は、道路寸断や交通渋滞の発生により円滑な物資提供に支障が生じ、また県・市町間での情報共有が十分ではなかったために、円滑な物資提供に支障が生じたケースもあり、県の現物備蓄の分散化、流通備蓄の推進、県・市町間の適切な情報共有等は、今なお課題となっている。

こうした状況を踏まえた上で、備蓄に係る基本的な方向性、各主体の役割分担及び備蓄目標を本方針で改めて整理する。

第2章 基本的な考え方と役割分担

1 基本的な考え方

発災時に必要な物資は各家庭・企業が備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを原則とするが、建物倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町が被災者等に対し円滑な応急対策を行うために一定の物資を備蓄する必要がある。

また、令和3年5月21日に国が改定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」によると、国が行う支援は「発災後4日目から7日目までに必要となる量を、遅くとも発災後3日目までに被災県に届くように調整する。」とされており、国等からの支援が本格化するのは、発災後4日目以降となることが想定される。

そのため、発災後3日間の物資については、県、市町、家庭・企業のそれぞれが備蓄等を行った物資を活用し、連携・協力して対処する必要がある。

2 役割分担

(1) 自助・共助による備蓄

発災直後における物資不足による混乱を最小限にとどめるためには、各家庭・企業が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要である。

ア 家庭・企業の備蓄

○家庭の備蓄

発災初期は、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高く、市町等からの物資もすぐには届かないことが想定されるため、各家庭は買い置きや冷蔵庫等での貯蔵、ローリングストック方式の活用も含め、食料、飲料水、生活必需品等の避難生活に必要な物資の3日分程度（可能な限り1週間程度）の備蓄に努める。

また、高齢者、乳幼児、障害者等の要配慮者が必要とする紙おむつ、医薬品、粉ミルク、哺乳びん等の物資は、介護者等がその確保に努めることとし、アレルギーをもつ家族がいる場合等については、食物アレルギーに対応した食料品の確保に努める。

※ローリングストック方式

日常的に消費する食品を多めに購入し、食べた分をこまめに補充することで、有事の際には非常食として活用する方法。

○企業の備蓄

発災直後には道路や公共交通機関の被災により従業員等が帰宅困難となるおそれがあり、一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、各企業は従業員等が自宅に戻る事が可能となるまでに必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

(2)公助による備蓄

県及び市町は、発災直後から被害情報を収集し、被害の状況や避難者数に応じて物資の提供を行うが、被害想定をはじめ、様々な事態を想定した上で、平時から備蓄・調達体制を整備しておく必要がある。

ア 市町の役割

市町は、基礎自治体として、独自では物資の調達が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を供給する役割を担う。

なお、発災直後に避難者に迅速に物資を供給するため、できる限り分散備蓄や避難所への備蓄に努める。

イ 県の役割

県は、広域地方公共団体として、原則として市町への緊急支援を目的に、食料、生活必需品等を供給する役割を担う。

ウ 国の役割

国は、被災都道府県からの要請を受けて、被災都道府県に対し物資を供給する。

ただし、事態に照らし緊急を要し、被災都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、被災都道府県からの具体的要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送（いわゆるプッシュ型支援）する。

◆役割分担

	発災から3日間			発災から4日目以降
	1日目	2日目	3日目	
備蓄物資				
県		⇔		
市町	⇔			
家庭・企業	⇔	⇔	⇔	
調達物資				
国				⇔
自治体			⇔	⇔
協定企業			⇔	⇔
NPO・民間等				⇔

第3章 県及び市町の備蓄・調達目標

1 備蓄品目

次の物資や避難所運営に必要な資機材を基本とし、地域の事情を考慮した上で、備蓄品目を決定する。

(1)食料

年代別に必要とされる品目を、購入費用等を考慮の上、備蓄する。

なお、備蓄に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等だけでなく、食の禁忌・忌避にも配慮した食料の備蓄に努める。

また、平成30年7月豪雨災害時に一部で飲料水の確保が困難だったことを踏まえ、調理不要食及び液体ミルクを備蓄品目に加えるよう努める。

(2)飲料水

水道施設等の破損による飲料水の不足や、給水車等による運搬が行えない場合を想定し、市町は平時から飲料水を備蓄するとともに、迅速な応急給水を行うために必要なポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努める。

(3)生活必需品

調達協定や広域支援による物資の到着前に緊急に需要が発生する人間の生命に関わるもの及び人間の尊厳に関わる不可欠な物資は、引き続き現物で備蓄する。

品目は、毛布、紙おむつ、生理用品等とする。

(4)トイレ(簡易トイレ)

災害時には、上水道や下水道施設の破損等により、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、協定に基づく仮設トイレの設置までの応急措置として、一定量の簡易トイレを現物で備蓄するよう努める。

(5)感染防止対策資材

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症の蔓延対策のため、市町は、感染状況及び避難所となる施設の実情に応じて、感染防止対策に必要な物資（マスク、消毒液等）を備蓄するよう努める。

2 県の備蓄目標

(1)想定する災害

今後 30 年以内に発生する確率が 70%から 80%程度と言われている「南海トラフ巨大地震」は、広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）（以下「被害想定報告書」という。）において、県内の広範囲に被害を及ぼし、避難所生活者が最大となると想定されており、前回報告書から想定災害として位置づけ、備蓄目標を設定している。

本方針においても、引き続き「南海トラフ巨大地震」を想定災害とする。

(2)備蓄対象者

被害想定報告書における避難所生活者数から食料備蓄者を除いた数（約 21.3 万人）を食料備蓄対象者数とする。

避難所生活者				食料備蓄 対象者数 (B+C)	生活必需品備蓄 対象者数 (B)	
(A)	家屋被害者 (B)	その他避難者				
			食料備蓄者※1	食料非備蓄者 (c)		
386,814	69,210	317,604	173,412	144,192	213,402	69,210

※1 その他避難者×54.6%※1-a

※1-a 3 日以上以上の食料・飲料水を備蓄している人の割合：54.6%（令和 2 年度防災・減災に関する県民意識調査）

(3)備蓄目標数量

市町対応後の1日分(2食分程度)の食料及び生活必需品等の備蓄に努め、計画数量は以下のとおりとする。

品目		対象年齢	計画量	算定根拠※1	賞味期限・使用期限 (目安)※2	
①	乳幼児用ミルク(合計)(g)	0歳	241,998 (約1,729人分)	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比(0.81%)×140g/日	—	
	粉ミルク(一般)(g)		122,451 (約875人分)	乳幼児用ミルク(合計)のうち、アレルギー対応品と液体ミルクを除く数量※1-1	1年3ヵ月※2-1	
	粉ミルク(アレルギー対応)(g)		24,200 (約173人分)	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比(0.81%)×アレルギー有病率(10%)※1-2×140g/日	1年3ヵ月※2-1	
	液体ミルク(ml)		706,522 (約681人分)	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比(0.81%)×140g/日×断水率(39.4%)※1-3×7.41ml/g	1年3ヵ月※2-1	
②	離乳食(食)	1歳	3,542	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比(0.83%)×2食	1年11ヵ月※2-1	
③	アルファ化米(食)	2~3歳	7,426	食料備蓄対象者数×年齢別人口構成比(1.74%)×2食	5年※2-1	
④	クラッカー等(食)	4~64歳	294,922	食料備蓄対象者数×人口構成比(69.1%)×2食	10年※2-1	
⑤	アルファ化米(食)	65歳以上	117,371	食料備蓄対象者数×人口構成比(27.5%)×2食	5年※2-1	
⑥	毛布(枚)	—	34,605	家屋被害者×1枚/人×1/2※1-4	10年※2-2	
⑦	乳幼児用おむつ(枚)	0~2歳	13,842	家屋被害者×年齢別人口構成比(2.50%)×8枚/人	3年※2-2	
⑧	成人用おむつ(枚)	—	2,768	家屋被害者×必要者割合(0.5%)※1-5×8枚/人	3年※2-2	
⑨	生理用品(枚)	10~50歳 女性	31,823	家屋被害者×人口構成比(23.0%)×1/4※1-6×8個/人	3年※2-2	
⑩	簡易トイレ (個)	本体	—	7,620	避難所生活者×断水率(39.4%)÷10※1-7×1/2※1-4	なし※2-3
		凝固剤	—	762,000	避難所生活者×断水率(39.4%)×5回/人※1-8	なし※2-3
		便収納袋	—	762,000	避難所生活者×断水率(39.4%)×5回/人	なし※2-3

※1について(算定根拠)

- 1 液体ミルクは7.41ml/gの割合でg単位に換算する。
- 2 リウマチ・アレルギー対策委員会報告書(H23.8 厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会)における乳幼児のアレルギー有病率(5~10%)を参考とし、最大値10%を採用する。
- 3 被害想定報告書における断水率(39.4%)を採用する。
- 4 県と市町で1/2ずつ備蓄する。
- 5 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R3.5.21 中央防災会議幹事会)における要介護の高齢者を想定した係数0.005を採用する。
- 6 4週に1回換算とする。
- 7 本体1台を10人で使用するものとする。
- 8 1日1人5回使用するものとする。

※2 について（賞味期限・使用期限（目安））

- 1 食料品に係る賞味期限は品目毎に定められている期限とする。
- 2 生活必需品については、メーカー推奨使用期限等を参考とし、品目毎に適切な期限を定める。
- 3 簡易トイレについては、劣化の可能性が低いため、使用期限は設定しないこととするが、適宜状態を確認し、必要に応じて更新する。

3 市町の備蓄目標

市町の備蓄目標を定める上で想定する災害は、当該市町において被災後の避難所避難者数が最も多い災害とする。

発災直後の1日分（2食分程度）の食料及び生活必需品を備蓄するとともに、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材も計画的に備蓄するよう努める。

第4章 備蓄及び調達の推進に関する取組

1 家庭・企業に対する啓発活動の推進

県及び市町は、各家庭・企業に対し備蓄を推進するための啓発活動に努める。具体的な取組については、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画等に基づき、各主体に応じた取組を行う。

2 県及び市町の備蓄・調達の推進

(1) 計画備蓄量の確保

県及び市町は、想定災害に応じて食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を計画的に行うものとし、現物備蓄及び流通備蓄協定による調達を組み合わせ、計画数量の確保に努める。

(2) 備蓄の分散化

道路寸断や交通渋滞の発生に対応し、物資を迅速に供給できるよう、備蓄場所の分散化に努める。

(3) 多様な調達先の確保

流通備蓄協定及び災害応援協定を活用した備蓄の推進に努める。また、協定を締結している民間事業者等に対しては、定期的に調達可能な物資の品目や数量、連絡先の確認を行うなど、協定の実効性の確保に努める。

(4) 被災者ニーズに対応した物資等の確保

避難生活のQOL向上の重要性が高まっていることから、時間の経過（短期避難～長期避難）により変化する避難所での被災者ニーズに対応するため、生活環境を改善するための物資（段ボールベッド、間仕切り等）を、必要に応じて迅速に確保できる体制を整備する。

また、避難所における感染症対策の強化が求められていることなどの社会情勢の変化に対応するため、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に有効と考えられる物資（マスク、消毒液等）についても、必要に応じて迅速に確保するよう努める。

3 県及び市町との連携

県及び市町は、災害発生時に県内市町の物資の相互応援や県の備蓄物資を円滑に供給できるよう、平時から備蓄品目、数量、保管場所などの備蓄状況、連絡体制、流通備蓄の協定締結状況などの情報を共有する。また、国のプッシュ型支援なども想定し、「物資調達・輸送調整等支援システム」を適切に運用するよう努める。

4 備蓄物資の適切な在庫管理

(1) 備蓄物資の更新

食料については、賞味期限を基準として計画的に管理するとともに、円滑に更新ができるよう適正な在庫管理を行う。

また、生活必需品については、長期保管により劣化する可能性があるものは、メーカー推奨使用期限等を参考とし、一定の期限を設けて計画的に更新する。

(2) 備蓄物資の有効活用

賞味期限や使用期限が到来する備蓄物資については、売払いの可否を確認した上で、売払いができない場合は、防災訓練・啓発事業等で利用するほか、福祉施設・学校等の事業者（以下「関係機関等」という。）へ無償譲与する等の対応をすることにより、物資を廃棄することがないように有効活用するための仕組みを整える。

【参考2】 備蓄物資の有効活用に係る事務フロー

①物資の賞味期限や使用期限に応じた適切な時期に、品目に応じて売払い手続きを実施する。



②売払い可否を確認し、売払いができない物資は、関係機関等への無償譲与に係る受入希望数量の確認を行う。
※あらかじめ物資の有効活用が可能な関係機関等と協力体制を構築しておく。



③各関係機関等の受入希望数量を基に配分量の調整を行い、物資の賞味期限・使用期限前に、各関係機関等へ無償譲与する。

5 備蓄・調達方針の見直し

本方針は、大規模災害等による新たな課題、国の支援制度の変更、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて見直す。

資料編

◆令和3年3月31日時点での備蓄状況

品 目		在庫数量
食料	クラッカー等	261,160 食
	アルファ化米	52,762 食
	離乳食	600 食
	粉ミルク (一般)	178,848g (約 1,277 人分)
	粉ミルク (アレルギー対応)	470,061g (約 3,358 人分)
	液体ミルク	97,920ml (約 94 人分)
生活必需品	毛布	34,610 枚
	乳幼児用おむつ	14,526 枚
	成人用おむつ	2,266 枚
	生理用品	51,792 個
	簡易トイレ	5,849 個
	凝固剤	262,340 本
	便収納袋	261,735 枚